

報道発表資料

令和5年3月1日
独立行政法人国民生活センター

【若者向け注意喚起シリーズ<No. 13>】

初めての一人暮らしで気を付けてほしい 5大 消費者トラブル ー入学・就職など新生活のスタートでつまづかないためにー

3月是新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期です。初めての一人暮らしでは、若者がこれまで経験したことのないさまざまな契約を自分自身ですることになり、中には複雑な契約や高額な契約もあります。昨年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約することになりました。

そこで、新生活のスタートでつまづかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。十分にご注意ください。

初めての一人暮らしで気を付けてほしい

5 大 消 費 者 ト ラ ブ ル

- 退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル
- 引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル
- 新生活を狙った“訪問販売”トラブル
- 新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル
- スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

こんなところに気を付けよう！

トラブル別アドバイス

●退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

- ☐ 契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう
- ☐ 入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう
- ☐ 退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう

●引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

- ☐ 引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう
- ☐ 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう
- ☐ 不用品の処分はお住まいの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼し、お住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう

●新生活を狙った“訪問販売”トラブル

- ☐ その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談！
- ☐ 不要な契約であればきっぱり断りましょう
- ☐ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります

●新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル

- ☐ うまい話に飛びつかないようにしましょう
- ☐ 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない！
- ☐ 借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう

●スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- ☐ 料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう
- ☐ 転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう

【参考１】相談事例（（ ）内は受付年月、契約当事者の属性）

●退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

学生だった息子が２年間居住した賃貸マンションを退去した。親である自分が退去後の立ち合いをし、相手方から「問題ない」と言われていたが、その後原状回復費用を請求された。息子が覚えがないと言っている箇所もあり、納得できない。

（2022年４月受付 20歳代 男性）

●引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

転居するにあたりインターネットで検索し、相見積りをとって一番安い引越し業者に依頼した。一部の荷物が見当たらないので業者に電話をしたら配送ミスで倉庫に保管したままだと言われた。翌日届けるという約束だったが未だに届かない。

（2022年４月受付 20歳代 男性）

就職が決まり隣市に引越すことになり、インターネットで不用品回収業者を検索し、家電の廃棄を依頼した。当日、搬出した後に、業者から見積りとは異なる高額な請求を受けた。あさってには隣市に引越しをしなければならず４月から仕事も始まるため、仕方なく代金を支払い回収してもらったが、高額すぎて納得いかない。

（2022年３月受付 20歳代 男性）

●新生活を狙った“訪問販売”トラブル

大学一年生で一人暮らしを始めた。突然換気扇フィルター販売業者が訪問し、契約するのに不安だったが帰ってほしいと言えず、言われるがまま契約してしまった。「お金がたまる４か月後くらいに支払ってもらえばいいので、そのころに集金に来る」と言われた。一人暮らしで怖いので二度と来てほしくない。

（2022年５月受付 10歳代 女性）

●新生活でも気を付けたい“もうけ話”トラブル

大学のサークルの先輩に誘われて先物取引の投資教材のUSBを契約した。投資をしようと思っても、購入のためにした借金の返済に迫られて資金がない。親に消費者金融の請求書を見られてしまい、猛反対をされ自分も中途解約をしたいと思った。少しでも返金してもらいたい。

（2022年４月受付 20歳代 男性）

●スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

４月から社会人となり、賃貸アパートで一人暮らしをしている。光回線の販売代理店が来訪し、「インターネットの利用料金が安くなる。説明を聞いてほしい」と言うので聞いたところ、「説明を聞いたというサインが必要だ」と言われ、書面に氏名と住所などを記入した。その後不審に思い、光回線の事業者で電話で問い合わせたところ契約になっていた。キャンセルしたい。

（2022年５月受付 20歳代 女性）

【参考2】PIO-NET¹にみる関連の相談件数

(2022年相談受付、契約当事者年齢が18歳～22歳のものを月別に集計)

図1 賃貸アパート・マンション

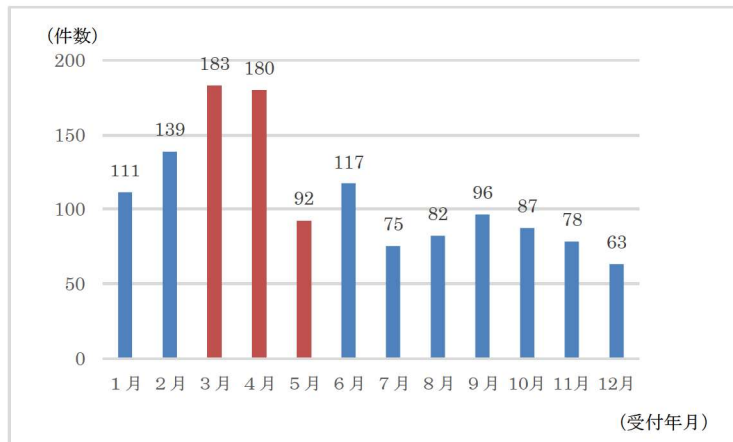


図2 引越しサービスおよび不用品回収サービス

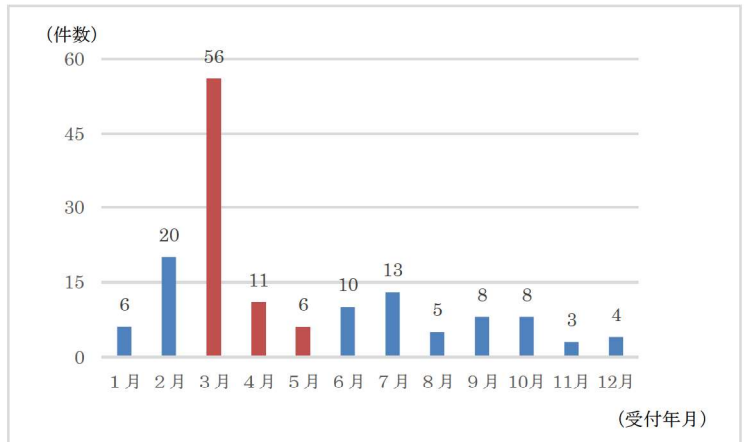


図3 訪問販売

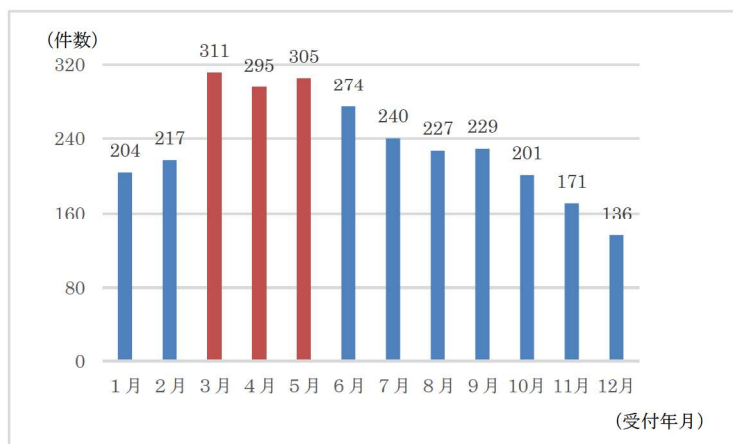


図4 情報商材

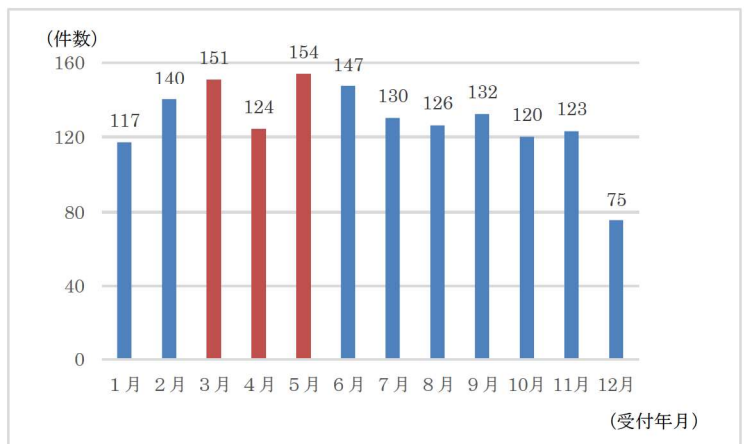
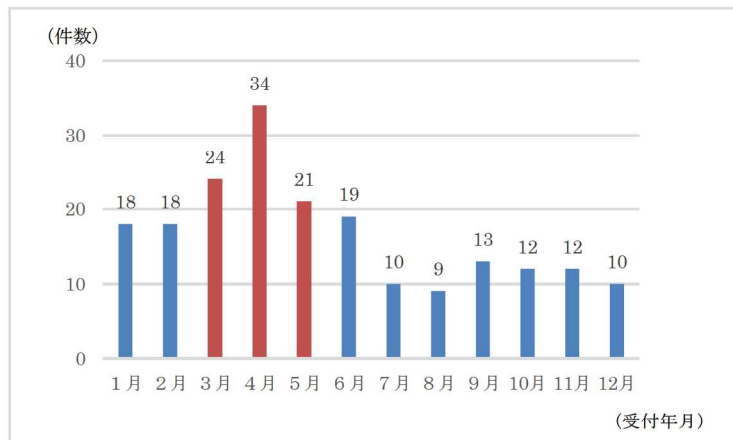


図5 光回線



¹ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。2023年1月31日までのPIO-NET登録分。

【情報提供先】

- ・ 消費者庁（法人番号5000012010024）
- ・ 内閣府 消費者委員会事務局（法人番号2000012010019）

国民生活センター公式LINEアカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています。

